

(第1条関係)寒川町表彰条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
(表彰審査委員会の委員等) 第4条 委員会の委員は、副町長、教育長 _____、企画部長、総務部長、町民部長、 <u>学び育成部長</u> 、健康福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、教育次長及び議会の事務局長をもつてあてる。 2～10 (略)	(表彰審査委員会の委員等) 第4条 委員会の委員は、副町長、教育長、 <u>町長室長</u> 、企画部長、総務部長、町民部長、 <u>子ども育成部長</u> 、健康福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、教育次長及び議会の事務局長をもつてあてる。 2～10 (略)

(第2条関係)寒川町長の職務代理者及び職務執行者を定める規則新旧対照表

現行	改正案
(町長の職務代理者) 第2条 法第152条第2項に規定する場合において町長の職務を代理する職員は、 <u>企画部長</u> （寒川町部設置条例（平成元年寒川町条例第4号。以下「条例」という。）第1条に規定する <u>企画部の長</u> をいう。）とする。 (町長の職務執行者) 第3条 法第152条第3項に規定する場合において町長の職務を行う上席の職員は、部長（条例第1条に規定する _____ <u>企画部</u> 、総務部、町民部、 <u>学び育成部</u> 、健康福祉部、環境経済部及び都市建設部のそれぞれの長をいう。以下同じ。）の職にある職員とし、その順序は、これらの者の部長としての引き続き在職期間の長短により、部長としての在職期間が同じであるときは、年齢の多少による。	(町長の職務代理者) 第2条 法第152条第2項に規定する場合において町長の職務を代理する職員は、 <u>町長室長</u> （寒川町部設置条例（平成元年寒川町条例第4号。以下「条例」という。）第1条に規定する <u>町長室の長</u> をいう。）とする。 (町長の職務執行者) 第3条 法第152条第3項に規定する場合において町長の職務を行う上席の職員は、部長（条例第1条に規定する <u>町長室</u> 、 <u>企画部</u> 、総務部、町民部、 <u>子ども育成部</u> 、健康福祉部、環境経済部及び都市建設部のそれぞれの長をいう。以下同じ。）の職にある職員とし、その順序は、これらの者の部長としての引き続き在職期間の長短により、部長としての在職期間が同じであるときは、年齢の多少による。

(第3条関係)寒川町指定管理者選定委員会規則新旧対照表

現行	改正案
(委員会の委員) 第2条 (略) 2 条例第12条第3項第2号の町職員は、副町長 _____、企画部長、総務部	(委員会の委員) 第2条 (略) 2 条例第12条第3項第2号の町職員は、副町長、 <u>町長室長</u> 、企画部長、総務部

長、町民部長、学び育成部長、健康福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、議会事務局長及び教育次長とする。

（委員長及び副委員長）

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ副町長及び総務部長をもつて充てる。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、総務部財産管理課において処理する。

別表（第4条関係）

会議内容		委員
条例第12条第1項第1号の規定による審査	審査の対象を条例第2条の規定により公募した場合	第2条第1項各号の学識経験者並びに副町長____、企画部長、総務部長及び審査の対象となる公の施設を所管する部等の長
	審査の対象を条例第5条第1項の規定により公募しなかった場合	第2条第2項に掲げる町職員
（略）		

長、町民部長、子ども育成部長、健康福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、議会事務局長及び教育次長とする。

（委員長及び副委員長）

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ副町長及び企画部長をもつて充てる。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、企画部資産経営課において処理する。

別表（第4条関係）

会議内容		委員
条例第12条第1項第1号の規定による審査	審査の対象を条例第2条の規定により公募した場合	第2条第1項各号の学識経験者並びに副町長、 <u>町長室長</u> 、企画部長、総務部長及び審査の対象となる公の施設を所管する部等の長
	審査の対象を条例第5条第1項の規定により公募しなかった場合	第2条第2項に掲げる町職員
（略）		

（第4条関係）寒川町公有財産規則新旧対照表

現行	改正案
（公有財産の総括） 第3条 寒川町部設置条例（平成元年寒川町条例第4号）第1条に規定する <u>総務部の長</u> （以下「 <u>総務部長</u> 」という。）は、公有財産の取得、管理及び処分の	（公有財産の総括） 第3条 寒川町部設置条例（平成元年寒川町条例第4号）第1条に規定する <u>企画部の長</u> （以下「 <u>企画部長</u> 」という。）は、公有財産の取得、管理及び処分の

適正を期するため、公有財産に関する事務を総括する。 2 <u>総務部長</u>は、公有財産の効率的運用を図るため必要があると認めるときは、課等の長に対し、公有財産の取得、管理又は処分について、報告を求め、実地を調査し、又はその結果に基づいて必要な改善を求めることができる。 3 課等の長は、次に掲げる場合は、あらかじめ<u>総務部長</u>に協議しなければならない。 (1)～(6) (略) (事務分担) 第4条 (略) 2 普通財産の取得、管理及び処分に関する事務は、寒川町事務分掌等に関する規則（昭和57年寒川町規則第11号）第2条に規定する<u>総務部財産管理課</u>の長（以下「財産主管課長」という。）が行わなければならない。ただし、第14条第2項に規定する公有財産にあつては、この限りでない。 3 (略) (回議) 第5条 この規則において町長又は<u>総務部長</u>の決裁を受けることとなつてい文書は、町長の決裁を受けるものにあつては<u>総務部長</u>及び財産主管課長に、<u>総務部長</u>の決裁を受けるものにあつては財産主管課長に、それぞれ回議しなければならない。 (定期報告) 第51条 課等の長は、毎年3月31日現在において管理する財産台帳の写しを4月30日までに、<u>総務部長</u>に提出しなければならない。	適正を期するため、公有財産に関する事務を総括する。 2 <u>企画部長</u>は、公有財産の効率的運用を図るため必要があると認めるときは、課等の長に対し、公有財産の取得、管理又は処分について、報告を求め、実地を調査し、又はその結果に基づいて必要な改善を求めることができる。 3 課等の長は、次に掲げる場合は、あらかじめ<u>企画部長</u>に協議しなければならない。 (1)～(6) (略) (事務分担) 第4条 (略) 2 普通財産の取得、管理及び処分に関する事務は、寒川町事務分掌等に関する規則（昭和57年寒川町規則第11号）第2条に規定する<u>企画部資産経営課</u>の長（以下「財産主管課長」という。）が行わなければならない。ただし、第14条第2項に規定する公有財産にあつては、この限りでない。 3 (略) (回議) 第5条 この規則において町長又は<u>企画部長</u>の決裁を受けることとなつてい文書は、町長の決裁を受けるものにあつては<u>企画部長</u>及び財産主管課長に、<u>企画部長</u>の決裁を受けるものにあつては財産主管課長に、それぞれ回議しなければならない。 (定期報告) 第51条 課等の長は、毎年3月31日現在において管理する財産台帳の写しを4月30日までに、<u>企画部長</u>に提出しなければならない。
--	--

(第5条関係)寒川町職員表彰規則新旧対照表

現行	改正案
(職員表彰審査会)	(職員表彰審査会)

第10条 （略） 2 （略） 3 審査会の委員は、副町長、教育長 _____、企画部長、総務部長、町民部長、<u>学び育成部長</u>、健康福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、議会の事務局長及び教育次長をもつてあて る。 4・5 （略）	第10条 （略） 2 （略） 3 審査会の委員は、副町長、教育長、<u>町長室長</u>、企画部長、総務部長、町民部長、<u>子ども育成部長</u>、健康福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、議会の事務局長及び教育次長をもつてあて る。 4・5 （略）
---	--

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。